

[資料紹介] 「御黒印并下知状覚書之留」 期における幕府の遠国役人に関する史料

享保

その他のタイトル	[Historical Materials] Gokokuin Narabini Gechijo Oboegaki No Tome : Transcription of Historical Sources about Ongoku Yakunin of the Shogunate in Kyoho Period
著者	小倉 宗
雑誌名	史泉
巻	135
ページ	14-27
発行年	2022-01-31
URL	http://hdl.handle.net/10112/00028076

「御黒印并下知状覚書之留」

——享保期における幕府の遠国役人に関する史料——

小 倉 宗

一 解 説

日本近世（江戸時代）の政治体制（幕藩体制）においては、大名や旗本のような個別の領主が並び立ち、各自の所領（土地と住民）を支配する一方、將軍・幕府が全国を対象とした支配を行うことで、それらを統合していた。ただし、將軍は、①個別領主たちをまとめる統一権力者（天下人）であるとともに、②他の領主と同様、自らも所領（幕領）を有する最大の個別領主（大名）であった。そのため、幕府の内部においては、①奉行が主に担当する全国支配と、②代官が主に担当する所領（幕領）支配という二つの側面がみられた。

また、幕府の政治機構は、①江戸に勤務する役人、②江戸以外（遠国）に勤務する役人、③それらの役人を管理・指揮する老中や若年寄（および將軍）、の三者により構成・運営されていた。このうち②遠国の役人については、京都・大坂・長崎・駿府のような直轄都市（とその周辺地域）の裁判や行政を担当する奉行（遠国奉行）、二条・大坂

・駿府・甲府の直轄城（番城）を守衛する番衆、朝廷に関する業務に従事する役人、などがあげられる。

幕府の役人が新たに就任する際、老中などに対して、職務の内容や他の役人との関係を簡条書きの形で明示し、その精勤を誓う起請文（誓詞）を提出した。また、將軍の膝下に勤務する江戸の役人と異なり、遠国の役人は、將軍の目が届かない場所に派遣されるため、將軍や老中から、その任務と心得、役人の相互関係などを簡条書きにした黒印状や下知状・覚書を与えられた。さらに、起請文と黒印状・下知状・覚書との両者は、幕府の役職に関する正式な文書であり、しかも、それぞれに独自の内容をもつことから、江戸役人よりも遠国役人の職務（業務の内容と権限・管轄）や組織（他の役人との身分上・職務上の関係^①）を研究するうえで有益な史料となる。

黒印状や下知状・覚書（および起請文）について、はじめて本格的に注目・検討したのは菊池勇夫氏である。菊池氏は、これらの文書が「遠国奉行の最高法規たる性格」をもち、「公儀役人たる職務の内容を集中的に規定している」として、①その形式や発給の状況に考察を加

えるとともに、②黒印状や下知状の「文言および文言の変化に着目して、それぞれの時期・段階において箱館奉行がどのような国制上の役割を担わされていたのか」を追求し、「箱館奉行の基本的性格」を解明した。特に①では、享保六〜二〇年（一七二一〜三五）の黒印状・下知状・覚書を収録する「御黒印并下知状覚書之留」と、文政四〜一年（一八二一〜二八）・天保一五〜嘉永元年（一八四四〜四八）・嘉永七〜慶応三年（一八五四〜六七）のそれらを収録する「御黒印下知状之留」との二つの史料（いずれも国立公文書館所蔵）をとりあげ、次の点を指摘した。

- (1) 黒印状・下知状・覚書が与えられる役職は、①所司代や禁裏付・仙洞付などの京都役人、②大坂城代・定番・町奉行などの大坂役人、③駿府城代・定番・町奉行や（駿府に在番する）書院番頭などの駿府役人、④甲府勤番支配、⑤長崎・浦賀・神奈川・箱館・奈良・堺・佐渡・日光の各奉行、⑥（伊豆諸島を支配する）八丈島代官（または島掛り代官）、⑦（他家に嫁いだ將軍の娘に付属する）姫君付用人、⑧（大名が幼少で家督を相続した際などにその領国へ派遣されて施政を監察する）国目付や（大名が改易・転封になった際に派遣される）城の請取・引渡の役人であり、①〜⑥のように「遠国役人・遠国奉行が主体である」ものの、⑦・⑧のように「臨時的に藩に派遣される公儀役人を含んでいる」。
- (2) 黒印状は、將軍が黒印を押して直接発給するものであるのに対し、下知状は、將軍の上意を受けて老中が連署で下達したものの、覚書は、老中自らが連署で指示するものであった。また、文書の表題は、黒印状には「定」、下知状には「条々」、覚書には「覚」

と記されている。さらに、文書の日付は、幕府の役人が任地へ赴くにあたり將軍に御目見する「御暇」の日付であった。そして、これら三種類の文書は、新たに派遣される役人だけでなく、すでに現地で勤務する役人との連名に宛てられた。

一方、筆者は、菊池氏の成果に学びつつ、関東とならば幕府の拠点地域であった上方（八カ国）に勤務する遠国役人を対象として、黒印状・下知状・覚書（および起請文）を全面的に分析し、享保期以降の上方における幕府の支配機構について、次の点を明らかにした。³⁾

- (1) 所司代は京都町奉行や伏見・奈良奉行、大坂城代は大坂町奉行や堺奉行を指揮監督し、所司代と大坂城代を頂点とする二つの支配機構が並び立っていた。また、京都町奉行が山城・大和・近江・丹波の四カ国、大坂町奉行が摂津・河内・和泉・播磨の四カ国を支配するとともに、奈良奉行は大和国、堺奉行は和泉国（伏見奉行は伏見近郊）をそれぞれ範囲として各種の裁判や行政を担当した。さらに、自ら判断しがたいことから、上方の各奉行は所司代や大坂城代に伺い、それでも解決しない場合には、江戸の老中へ指示を求めた。

- (2) 所司代は地域支配・朝廷統制・二条城守衛の三つ、大坂城代は地域支配・大坂城守衛の二つの分野にわたり、役人を指揮監督し、その業務を統括した。また、①京都においては、地域支配を代表する町奉行と朝廷統制を代表する禁裏付、②大坂においては、地域支配を代表する町奉行と番城守衛を代表する定番という形で、二人制をとる二つの役人がそれぞれ一人制の長官である所司代や大坂城代のもとに合議体を構成していた。

ただし、箱館奉行が享和二年（一八〇二）に設置された役職であるため、黒印状・下知状・覚書に関する菊池氏の研究のうち①史料学（古文書学）的な形式の面では、享保期の「御黒印并下知状覚書之留」と文政期以降の「御黒印下知状之留」がともに使われるのに対し、②箱館奉行の職務やその时期的な変化といった内容の面では、後者の「御黒印下知状之留」がもっぱら用いられた。他方、筆者も、京都・大坂・伏見・奈良・堺のような上方に勤務する遠国役人については、「御黒印并下知状覚書之留」を活用したものの、享保期における上方以外の遠国役人については、いまだ十分に検討していない。しかし、享保期は、八代将軍の徳川吉宗が幕府の組織や制度を整備・改革した一大画期であることから、当時の遠国役人の職務や組織に関する重要文書を収めた「御黒印并下知状覚書之留」は、幕府の政治機構や全国支配を理解するうえで有用な史料であり、それを紹介・分析することには大きな意義があると考えられる。そこで本稿では、「御黒印并下知状覚書之留」を翻刻・紹介したい。⁴

この史料は、国立公文書館の内閣文庫が所蔵する一冊の帳面（請求番号 一五一—〇二二五）で、享保六（一七二〇）年の間に将軍や老中が遠国役人（を中心とする幕府の役人）に発給した黒印状・下知状・覚書の計三一点を転写・収録する。形状は縦帳、料紙は楮紙、分量はタテ三〇・一センチ×ヨコ二一・三センチ。縹色の表紙を付した袋綴装の四つ目綴じで、表紙の左上部には「御黒印并下知状覚書之留」と書かれた題簽が、右下部には請求番号などを記入した内閣文庫の整理用ラベル二枚がそれぞれ貼られている。紙数は、表紙を除く本体部分が七一丁である。全体に整ったくずし字で墨書され、一部に小さな文字の

注記が施されている。保存状態は良好で、若干の虫損がみられるものの、文字はすべて判読できる。また、三一点の文書のうち日付が最も新しいものは、享保二〇年閏三月朔日の日光奉行宛て黒印状・下知状であることから、この史料（あるいはその原本）は同年以降の近い時期に成立したと考えられる。

さらに、（巻首に当たる）一丁表の右下部には「浅草文庫」の朱文重郭方印、右上部には「内閣文庫」と「日本政府図書」の朱文単郭方印が捺され、三〇丁表の中央上部と（巻尾に当たる）七一丁表の左下部にも「内閣文庫」の朱文単郭方印が捺されている。浅草文庫は、幕府の昌平坂学問所や和学講談所などの蔵書約一万余冊を受け継ぎ、明治八年（一八七五）に浅草八幡堀の旧米倉跡に設けられた官立の図書館である。その蔵書を引き継ぐ内閣文庫は、諸官庁の所蔵する図書を収集・管理するため明治一七年に置かれた太政官文庫が翌一八八年に改称したもので、蔵書印として同一九年より「日本政府図書」印を、昭和八年より「内閣文庫」印をそれぞれ使用している。⁵ これらの蔵書印からは、「御黒印并下知状覚書之留」が幕府関連の蔵書に含まれた質の高い史料であることが推測される。加えて、京都役人の文書が掲載される最初の丁の柱（袋綴じの折り目）には「京都」、大坂役人の文書が掲載される最初の丁の柱には「大坂」という形で、役人のまともりごとに（本文とは異筆の）見出しが記されており、この史料が実用に供されたことがわかる。おそらくは、将軍や老中の文書を執筆する幕府の右筆によって作成・利用されたものと思われる。

なお、三一点の文書は、時間順に配列されるというよりも、格式の高さ（官位の順）や地域の重要度（幕府の拠点地域であった上方の京

都・大坂や奈良・堺、これらに次ぐ直轄の都市・城や初代将軍の徳川家康を祀る東照宮がある長崎・駿府・日光・甲府、その他、の順)を基準に並べられている。また、この史料に収められた下知状や覚書は、一冊の帳面として転写・編集される際、差出に連署する老中の人名(苗字と官職)や花押を省略し、「老中連判」や「老中連名」と表記している。さらに、三一点の文書は掲載順に、①具体的な人名(苗字と官職または通称)を宛名に記し、享保一〇〜二〇年に発給された、幕府直轄の都市や城に勤務する遠国役人に関するもの二〇点、②役職名のみが宛名に書かれた、享保六年の浦賀奉行に関するもの二点、③具体的な人名を宛名に記した、享保一四年の八丈島代官や(五代将軍徳川綱吉の養女)竹姫付の用人に関するもの三点、④宛名を「何之何某」、発給された年月日を「年号月日」と表記する雛形で、目付、城引渡、城請取の在番・目付に関するもの六点、の大きく四つのグループに分けられる。本稿は、幕府の全国支配を担った遠国役人(特に遠国奉行)に関する史料を紹介することを主な目的とするものであり、紙幅の都合からも、今回は、「御黒印并下知状覚書之留」に収録される文書のうち①の二〇点を翻刻する。今後、本稿で紹介できなかった②〜④の計一一点を翻刻するとともに、①を含めた全三一点の文書を一覧表に整理したうえで史料の概要を解説し、幕府の遠国役人をめぐる組織や職務の内容とその特徴について考察する予定である。

「御黒印并下知状覚書之留」は、幕府の統一政権(中央政府)としての側面を担う遠国役人たちが、どのような組織を作り上げ、どのような職務を有し、それらをどのようなプロセスによって運営・遂行し

たのかをうかがうことのできる貴重な素材である。また、この史料を分析することにより、統一政権である幕府の政策だけが一元的に貫徹するのではなく、藩などの個別領主(地方政府)がそれぞれの所領において独自の統治を展開し、さらに、幕府のなかでも各地の役所ごとに江戸と異なる裁判や行政が行われるといった、日本の近世国家における政治や支配、法の多元的・重層的なあり方⁽¹⁾についても、新たな知見を得ることができらるだろう。

二 凡 例

一、漢字は原則として常用字体を用い、それがないものは正字体を用いた。仮名は現行の字体に改めた。ただし、次の異体字・俗字・仮名は残した。

躰(体) 斗(計) 并(并)

江(え) 而(て) 与(と) 者(は) 茂(も)

なお、助詞に用いられる「江」「而」「与」「者」「茂」「二」などの仮名は、文字を小さくし、右寄せにした。

一、くりかえし記号について、漢字は「々」、平仮名は「、」、片仮名は「、」とした。

一、読解の便をはかるため、読点(・)や並列点(・)を施した。また、平出や欠字は一字あげた。

一、翻刻者による注記は、本文やその傍に()をもって示した。また、題簽や印文は「」でくくった。

一、収録される文書には、掲載順に【1】のような通し番号を付し

た。

一、人名や役職は以下の文献によった。高柳光寿ほか編集顧問『新訂寛政重修諸家譜』続群書類従完成会、一九六四～六六年。「柳営日次記」（国立公文書館所蔵）。黒板勝美・国史大系編修会編『新訂増補国史大系 徳川実紀 第八篇』吉川弘文館、一九八二年。東京大学史料編纂所編『大日本近世史料 柳営補任』東京大学出版会、一九六三～七〇年。木村礎ほか編『藩史大事典 第七卷 九州編』雄山閣出版、一九八八年。日光市史編さん委員会編『日光市史 中巻』日光市、一九七九年。村上直ほか編『徳川幕府全代官人名辞典』東京堂出版、二〇一五年。鹿兒島県維新史料編さん所編『鹿兒島県史料 旧記雑録追録 三』鹿兒島県、一九七三年。

三 翻 刻

〔表紙・題簽〕「御黒印并下知状覚書之留」

〔1〕 京 都 所 司 代

〔浅草文庫〕の朱文重郭方印、「内閣文庫」・「日本政府図書」の朱文単郭方印あり

覚

一、禁中并公家衆作法之儀、前々被 仰出御法度書、弥相違無之様に可相心得事

一、禁中并江被附面々、御所方御作法諸事承候様に可被申渡事

一、公家衆、諸大名と内縁有之面々、家作・其外常式之儀に至而茂、格別に被取持候儀者有之間敷事

以上

享保十九年七月朔日 老中連名^{判形無之}

土岐丹後守殿^{稱後、所司代}

〔2〕

覚

一、上使参 内并八朔御太刀・御馬御進献之節之儀者、可任近例事

一、公家・門跡方領知の公事・訴訟等、両伝^{武志} 奏より丹後守迄相達せらる、におゐてハ、宜有裁断事

一、両伝 奏江 上使振舞之節、丹後守相伴に被相越儀ハ無用に候、勿論堂上方・門跡方江振舞之儀^{天坂}茂右同断之事

一、二条御番代之時ハ、御目付斗罷越、丹後守儀者御番入替候以後可被参事

一、二条御蔵御金入置候所、大御番頭并東西御門番之頭立合、封印可付置事^{〔二条在番〕}

一、上方諸役人江戸江参上之儀・其外何にても願之儀、如先規丹後守江伺之、丹後守より言上候様に可被仕事

一、山城・大和・近江・丹波四ヶ国之公事・訴訟等、町奉行僉議之次第丹後守可承之、若町奉行所にて相決かたき事又者重き儀者、丹後守宅におゐて町奉行・在京之御目付或伏見奉行寄合之上裁許あるへき事^{〔京都〕}

一、耶蘇宗門堅為御制禁之間、弥入念町奉行可相改事

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、

一、京都・伏見之町々居住之浪人等、先例に任せて沙汰有へき事

一、女手形之儀、堂上方并御直参之面々ハ丹後守可被出之、京都町中

・山城・丹波・近江国中より出候分ハ、町奉行手形可出之、丹後守

在江戸之節者、堂上方并御直参之面々、先規之通町奉行可出之候、

且又西国筋より罷下候分ハ、丹後守可被出之候、丹後守在江戸之時

ハ、跡々之通町奉行より手形可出之事

一、火事出来之節、御所方并二条御城於近所者、丹後守茂被罷出、

其外之所々江者町奉行一人相越、丹後守ハ家来并与力・同心之者斗

可被出之、但、及大火候ハ、町奉行兩人共に罷出、丹後守茂見合

次第可被罷出事

右条々、達 上聞、書面之通被 仰出候間、可被得其意候、以上

享保十九年七月朔日 老中連名判形無之

土岐丹後守殿（親政、所司代）

【3】

禁裏附

定

一、禁中方之儀、長橋局・兩伝（武巻） 奏江伺之、先規之御作法をまもるへ

し、勿論万事所司代可受差凶事

一、諸事兩人令相談、難及分別儀者、所司代申談之、其上可申付事

附、雖為 御所各別、存寄之儀於有之者、院中江附置之輩相互（仙洲付）

可申談之事

一、官位・其外表向之御用者為伝 奏役之間、内々にて兩人執 奏一

切無用之事

一、禁中不断出入有之所々御門番之儀、与力・同心之者に可申付事

一、医陰之輩、女中方江参上之時ハ、猥無之、可為如先規事

一、火之用心、堅可申付事

一、万御遣用、内外共に以長橋局被 仰出之儀、如先規無疎略可申付

之、自然新儀被 仰出有之而於難及分別者、所司代可致相談事

一、万事御入用、如前々代官共手前より品々以兩人手形、其時々可請

取之事

附、勘定之儀、兩伝 奏并所司代江申断之、毎歳年切に可相極事

一、奥方并御台所方諸事御賄入用、其役人手前を兩人相改之、是又年

切に勘定極させ、帳面所司代江見せ可申事

一、堂上方并女中方・地下諸役人に至まで、先規之作法を相背輩者勿

論、其外何にても新儀之珍敷事有之におゐてハ、所司代に申届、江

戸江可致言上事

右条々、可相守此旨者也

享保十五年三月十八日 御黒印

松平石見守とのへ（忠、禁裏付）

桑山猪兵衛とのへ（元兵衛、同）

【4】

御所附（仙洲中御門院付）

定

一、諸事兩人令相談、難及分別儀者、所司代任差凶可申付之、依事兩

伝（武巻） 奏江茂可申談事

一、御所雖為各別、存寄儀於有之者、御所方江附置之四人相互可申

談事

一、医陰之輩參上之儀、可為如先規御作法事

一、御門番所之儀、兩人同心之者に入念出入猥無之様に堅可申付事

一、女中御門出入之儀、以兩人手形可出之事

一、火之用心、堅可申付事

一、万御賄方之儀、猥無之様に兩人遂相談可申付、自然難及分別儀者、所司代可受差凶事

一、万人用、其役人之手前を兩人相改之、年切勘定究させ、所司代江帳面見せ可申事

一、堂上方并女中方・地下諸役人に至迄、先規之作法を相背輩者勿

論、其外何にても新規に珍敷儀於有之者、所司代江申届之、江戸江

可致言上事

右条々、可相守此旨者也

享保二十年正月廿八日 御黒印

(直後、仙洞付)
赤井図書とのへ

(京都、同)
山岡源右衛門とのへ

【5】 奈良 奈良奉行

条々

一、南都支配之所々、諸事入念、正路に可被沙汰、若御法度違背之輩於有之者、随科之輕重可被申付事

一、両御門主御作法之儀、并院家・五師役者・其外社家之輩、自然不義之子細於有之者、無遠慮可言上事

一、万二不慮之儀令出来者、京都所司代江相達之上可有注進事

附、急に人数等可入時者、郡山城主江可被申越事

一、於和州御料・私領・寺社領、従前々可為如有来法式、若改替可然儀者、被申伺之、可被任差凶事

一、於殺生禁断之地違背之輩・其外不作法之族於有之者、可致言上事

附、於南都猿楽等不行儀之事業有之ハ、急度可被申付事

右之趣可被相守者也、仍執達如件

享保十四年九月廿八日 老中連判

(兼右、奈良奉行)
松平織部正殿

【6】

御城代

大坂

御定番

町奉行

定

一、忠義之志を專にし、城中を相守、若不慮之儀有之時者、三人相談

之上を以て万事念を入、無私様に可申付之、三人之儀ハいふに及者

す、(天坂)大番頭・(天坂)加番之輩に至迄一切城外江出へからざる事

一、城中在番之外証文無之輩、一切本丸・二丸江入へからざる事

一、若於西国不慮之儀有之時、差当事は三人相談之上、存寄之旨連判

を以可申付之、遅々に及ひても不苦儀者、早速可相伺事

右、堅可相守此旨、其外載下知状者也

享保十九年十一月十五日 御黒印

(寶明、大坂城代)
太田備中守とのへ

米津出羽守とのへ
(政務、同玉造口定章)
永井播磨守とのへ
(現代、同孫口定章)

【7】

条々

一、大坂御城中就万事、計策を以て悪事相頼む族於有之者、可申出之、領知又者金銀にても其約束之一倍御褒美可被下之旨、下々に至迄兼々可申聞事

一、備中守・出羽守・播磨守・町奉行与力・同心并召仕之者共縁辺之儀、相互に可申合、近国御譜代之面々家中之輩たりといふとも其者を撰ひ、慥成におひてハ、是又可相結事

一、下々に至まで慥成者を撰ひ、可措置事

一、御城米之儀、入念手置可申付之、相定員数式拾万俵之分、不足無之様に常々可改置事

一、加番之面々江御弓・御鉄炮割渡し、手入いたさすへし、其外諸道具も常々改之、於令損者、可拵直事

一、御鉄炮之薬、入念不損様に可申付事

一、御城近所并町方等火事出来之節、町奉行一人罷出、諸事可申付之、但、及大火候ハ、兩人共可罷出事

一、摂州・河州・泉州・播州万事仕置之儀、町奉行可申付之、和泉国、堺奉行取計来候儀者、堺奉行可申付事

一、摂州・河州より出候女手形之儀、町奉行可出之事

一、耶蘇宗門堅為御制禁之間、町中弥入念可相改事

一、町中切々遂穿鑿、不審成者不在之様に可申付事

一、西国筋船御用之節、差当儀におゐてハ、不被 仰出以前にも相談之上近国江申触、遅々無之様に可致沙汰、相延不苦時者、致言上、御下知を可相待事

一、御鉄炮・玉薬・具足以下、何方江茂急之御用に差遣し於可然者、不及得 上意、相談之上可遣之、致遅々不苦節者、其趣致言上、御下知を可相待事

一、不依何事急檢使被遣之可然儀有之時者、是又相談之上可申付事

一、可被相守此旨者也、仍執達如件

享保十九年十一月十五日 老中連判

太田備中守殿
(政務、同玉造口定章)

米津出羽守殿
(政務、同孫口定章)

永井播磨守殿
(政務、同孫口定章)

松平日向守殿
(政務、同孫口定章)

稲垣淡路守殿
(政務、同孫口定章)

堺奉行

一、御用之儀有之節者、所司代・大坂御城代、京・大坂町奉行江可被相談旨、奉書遣候間、弥可被相談候事

一、従和泉国江戸江參候女手形之儀、可為如先役人之時候間、可被存其趣候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

【8】

堺

堺奉行

覚

一、御用之儀有之節者、所司代・大坂御城代、京・大坂町奉行江可被相談旨、奉書遣候間、弥可被相談候事

一、従和泉国江戸江參候女手形之儀、可為如先役人之時候間、可被存其趣候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

一、和泉一國寺社之訴訟承之、難及了簡儀者、致添状、寺社奉行方迄可被差越候、重き儀者御城代江茂可被相達候事

一、惣而新規之儀被申付品并重科之者有之時者、御城代江可被承合候事

一、於堺公用之品々調候入用之儀者、大坂より請取候銀并闕所銀・其外溜候銀子を以、如先規可被調候事

以上

享保十四年十月十五日 老中連名判形無之

水谷信濃守殿(勝比、堺奉行)

【9】 長崎 長崎奉行

定

一、日本人異国江不可遣之、若異国住宅之日本人於帰朝者、可為死罪事

一、耶穌宗門堅為制禁之間、弥守其趣、伴天連并同心之輩不可乘來、若令違背者、船中悉可行罪科、自然密々於乘來者、雖為同船之輩可申出之、急度可褒美旨、兼而可申聞事

一、耶穌宗門之者於有之者、其所々江申遣之、可遂穿鑿事

一、押買・押売諸事不可狼藉旨、堅可申付事

一、異国船之輩雖令病死、荷物不可有相違事

附、異国船乘來輩、其国之法度於令違背者、勿論可任船主之心事右、相守此旨、可沙汰之、猶載下知状者也

享保十九年六月廿八日 御黒印

細井因幡守とのへ(安明、長崎奉行)

窪田肥前守とのへ(忠佐、同)

【10】

条々

一、南蛮船令渡海、雖歴如何様之訴訟 御代々堅為御制禁之条、早々帰帆可申付事

一、右之通及挨拶、其上江戸江可有注進、窪田肥前、松平筑前守、松平信濃守人之内当番之方者、早速長崎江可被相越由可申遣之、非番之方者、自然人数可入様子におゐてハ、重而可及一左右之間、先用意有之而可被相待之旨可申遣事

一、縦湊江雖入船、幾度茂先条之通令挨拶、帰帆可申付之、万一船より鉄炮をうち懸、不義之働仕におゐてハ、所々に石火矢を懸置、陸地より船うちしつむへし、順風にて逃延といふとも不苦之間、船にて追懸儀可為無用事

一、異国船長崎令到来、自然不義之働有之刻、(忠実、肥前小倉藩主)松平筑前守・(忠実、肥前松浦藩主)松平信濃守人数斗にて不足之時者、(忠実、肥前小倉藩主)小笠原右近将監・(忠実、肥前松浦藩主)松平主殿頭・(忠実、肥前松浦藩主)奥平大膳大夫・(親兵衛、肥前松浦藩主)土井大炊頭・(忠実、肥前松浦藩主)松浦肥前守・(忠実、肥前松浦藩主)松平市正・(忠実、肥前松浦藩主)松平対馬守、右之内在城之面々江申遣之、人数入次第段々可差加之、其上にも人数於可入者、隣国之面々江可申遣事

一、他之湊江南蛮船到来之時、長崎警固者大村河内守所江可申遣事右之趣相守之、可沙汰之旨、所被 仰出也、仍執達如件

享保十九年六月廿八日 老中連判

細井因幡守殿(安明、長崎奉行)

窪田肥前守殿(忠佐、同)

〔11〕

覚

- 一、異国船に積来諸色一所江買取儀、可為停止事
- 一、異国人壳残之荷物預り置儀又者異国人江預儀、可為曲事、并金銀同前之事

附、於長崎奉公人異国船之荷物直に買取儀、可為停止事

- 一、異国船荷物之注文江戸江差上之、返事無之以前にも、如前々商売可被申付事

- 一、異国船帰帆之儀、可為九月中、但、遅参之船者、從着岸可為五十日限事

- 一、商人長崎到着之儀、從奉行人相触日限次第に急度可罷越旨、兼々可被申合、若遅参之輩者、遂穿鑿、依其品可有沙汰事

- 一、邪宗門之法弘之異国人・其外犯科之輩於有之者、長崎又者大村之籠江可被入置事

- 一、日本船遭難風、異国江令漂着輩帰朝之時者、宗門・其外入念相改、伺之、其上可被任差凶事

以上

享保十九年六月廿八日 老中連名判形無之

細井因幡守殿(安明、長崎奉行)

窪田肥前守殿(忠任、同)

〔12〕

御城代

御書院番頭中

駿府

御定番

町奉行

定

- 一、忠義之志を專一に仕、城中相守、若不慮之儀有之時、書院番頭相談之上万事念を入、無私様に可申付之、兩人儀者勿論、書院番・

加番(儀者)之輩に至る迄一切不可出城外事

- 一、証文無之而在番之外城中江不可入之事

- 一、下々に至る迄撰慥成者、可拘置事

- 一、堅可相守此旨、其外載下知状者也

享保十年六月廿八日 御黒印

酒井下総守とのへ(忠隆、駿府城代)

諏訪兵部とのへ(頼政、同定番)

〔13〕

条々

- 一、駿府御城中、万事入念可被申付之、若以計策悪事相頼族於有之者、可申出之、領知又者金銀三而茂其約束之一倍御褒美可被下之旨、至下々迄兼而可申聞事

- 一、御城代・御定番・町奉行与力・同心并召仕之者共縁辺之儀、相互可申合、近国御譜代之面々家中之輩たりといふとも其者を撰、慥成におゐてハ、是又可相結事

- 一、御城米之儀、入念手置可申付之、相定員数壹万石不足無之様可改

置之事

一、御弓・御鉄炮・其外諸道具、常々入念手置可仕、及破損者相改之、吟味之上修復可申付事

附、御鉄炮之葉、入念手置可申付之、歷年序於悪成者、可合直置之、万一唯今迄有之葉減少之時者、相伺之、可合置事

一、町中切々遂穿鑿、不審成者不在之様可申付事

右、可被相守此旨者也、仍執達如件

享保十年六月廿八日 老中連判

(忠隆、藤府城代)
酒井下総守殿

御書院番頭中

諏訪兵部殿

(正房、同町奉行)
津田外記殿

〔内閣文庫〕の朱文単郭方印あり)

【14】

覚

一、御城近所自然火事之時者、御書院番頭、非番御番衆并家来召連、

御城中江類火無之様可申付之、所々御門之鑰御城代之家来令持參、

御門を明、御番頭・御番衆・家来迄可相通事

一、加番(同)之面々者、兼而相定寄場江家来召連罷出、若御城中江於可火

移躰者、御城代差凶次第火可被防之事

一、於町中火事之時者、惣而在番之下々迄一切不可出之、自然前廉よ

り町中に在之輩者、早速御城中江可罷歸事

一、町中火事之時、奉公人一切其場江出へからず、且又怪敷者於有

之者、可擲捕事

一、御城中江召寄医師・其外諸職人茂、相定之外吟味之上、御城代・御番頭・御定番、此三人之以加判札、如前々御門出入仕へし、但、

小屋破損修復之時、所用之諸職人又者医師等手形に御番頭裏判、組頭より送迎有之而可致出入、惣而御城外江出入之儀、可為如前々事

一、所々より御番衆江罷越使者・飛脚等之儀、惣而御番頭より申付之、組頭送迎之札にて出入可仕事

一、病人乗物又ハかこにて御城外江出候時、以御番頭手形可相通之、

犯科人通候儀茂可為同前、死人者横内御門より可出之、是又御番頭手形にて可相通之事

一、御番衆他所江罷出、帰參之刻限、可為酉刻以前事

一、於町中犯科人捕之節、奉公人一切不可出合、若令違背者、是又討捨又者可擲捕事

一、諸奉公人、売買之外町屋江罷出、町人・諸職人と入魂仕へからざる事

る事

一、欠落者之儀、前廉より町奉行江申断、其上見出し次第、或討捨、

或擲捕儀、弥可為如前々事

右、被相守此旨、可被及沙汰候、以上

享保十年六月廿八日 老中連名(判形無之)

(忠隆、藤府城代)
酒井下総守殿

御書院番頭中

諏訪兵部殿

(正房、同町奉行)
津田外記殿

【15】

日光

日光奉行

定

- 一、日光山 御宮・御靈屋、万端可入念事
- 一、山中之儀、以門跡差図可沙汰之、雖然依品可窺之事
- 一、年中行事之趣可相守之、并火之用心等堅可申付事
- 右、可相守此旨、委細載下知状者也

享保二十年閏三月初日 御黒印

竹中周防守とのへ
(定規、日光奉行)

加藤甲斐守とのへ
(納衆、四)

【16】

条々

- 一、日光山中寺社方之儀、万事心を附、作法宜様に可申達之、御条目并 御宮・御靈屋年中行事之表万一違背之族有之におゐてハ、急度可致言上事

- 一、山中火之用心之儀入念、火之番之者共昼夜無油断様に可申渡之、勿論 御神前・御仏前灯明等之儀ハ大楽院・龍光院申合之、谷中之儀者山口新左衛門可入念旨、可申渡事
(信友、目書、目書)

- 一、為火之用心被明置空地江家を不作出様に堅可申付之、たとへ日光准后雖為差図、一往申断、於無承引者、可致言上事

- 一、御宮・御靈屋并御殿無油断見廻、諸事入念可申付之、破損等有之におゐてハ、小破之節早速御修復可申付之、品により可相伺之、且又御修復之所々見廻、是又入念可申付之事

- 一、御宮・御靈屋御普請御道具等之儀、少細之儀者日光准后江申

断、以修理料山口新左衛門に可申付之、少之儀たりといふとも新規之分者可伺之事

- 一、川筋之儀、常々心を附、小破之時分加修理、水筋能様に可申付事
- 一、公事・訴訟之儀、入念正路に可申付之、重き儀并難相究品者、可伺之事

- 一、御宮・御靈屋江不依誰人奉納之諸道具、以私之心得不可相納、若無抛子細有之而從日光准后其断於有之ハ、旨趣老中江申達、可任差図事

- 一、御宮・御靈屋江參詣之面々より相定音物之外一切不可有受用事
- 右、可被相守此旨者也、仍執達如件

享保二十年閏三月初日 老中連判

竹中周防守殿
(定規、日光奉行)

加藤甲斐守殿
(納衆、四)

【17】

甲府 甲府勤番支配

定

- 一、忠義の志を專一に仕、城中相守、若不慮之儀有之時者、兩人相談之上万事入念、無私様に可申付事
- 一、断無之而勤番之外城中江不可入事

- 一、下々に至るまで撰槌成者、可拘置之事
- 右、堅可相守此旨、其外載下知状者也

享保十九年十二月十五日 御黒印

宮崎若狭守とのへ
(成久、甲府勤番支配)

建部(弘永同)民部少輔とのへ

【18】

条々

一、甲州御城中、万事入念可被申付之、以計策悪事相頼族於有之者、可申出之、領知又者金銀にても其約束之一倍御褒美可被下之旨、至下々迄兼而可申聞事

一、兩人与力・同心并召仕之者共縁辺之儀、相互可申合、近国御譜代之面々家中之輩たりといふとも其者を撰、慥成におゐてハ、是又可相結事

一、御城米之儀、入念手置可申付之、高五千俵相詰、不足無之様に可改置事

一、御弓・御鉄炮・其外御道具、常々入念手置可仕、及破損者相改之、吟味之上修復可申付事

附、御鉄炮之薬、入念手置可申付之、歴年序於悪成者、其節伺之上可任差凶事

一、耶蘇宗門堅為御制禁之間、町中弥念を入可相改事

一、町中切々遂穿鑿、不審成者不在之様に可申付事

右、可被相守此旨者也、仍執達如件

享保十九年十二月十五日 老中連判

(成久・甲府勤王配)
宮崎若狭守殿

(弘永同)
建部民部少輔殿

【19】

覚

一、御城近所自然火事之時者、非番之組(甲府勤王)支配并家来召連罷出、御城中江類火無之様可仕候、御門之鑰者、勤番之者取計可申事

一、於町中火事之時者、下々一切不可出之、自然前廉より町中に在之輩者、早速可罷帰、且又怪敷者於有之者、可搦捕之事

一、於御城中病人有之、乗物又者かこにて御城外江出し候時、兩人断次第可相通之、犯科人通し候儀茂可為同前事

一、於町中犯科人捕之節、奉公人一切不可出合、若令違背者、討捨又者可搦捕之事

一、諸奉公人、売買之外町屋江罷越、町人・諸職人与入魂仕へからざる事

一、欠落者之儀、前廉より兩人江申断、其上見出次第討捨、或可搦捕之事

右、被相守此旨、可被及沙汰候、以上

享保十九年十二月十五日 老中連名(成久・甲府勤王配)判形無之

(成久・甲府勤王配)
宮崎若狭守殿

(弘永同)
建部民部少輔殿

【20】 佐渡 佐渡奉行

条々

一、佐渡之儀、万端入念、御扶持被下輩者不及申、寺社・町人・百姓等に至迄御法度相守之、不可企新義旨、常々可申付事

一、公事・訴訟等有之節者、准江戸御仕置可申付之、有来事にても如何与存候儀者、当地江相伺、可得差凶事

一、国中之輩用儉約、不衰弊様に可申付事

一、船之出入、可為如前々候、尤怪敷者有之候者、相改候様に可仕事

一、金山之儀入念、他国より入込之金掘共狼之儀無之様に可遂吟味事

一、堤川除御普請等見計之、無油断可申付事

一、耶蘇宗門之儀、兼々如御制禁、無断絶可遂穿鑿事

右条々、相守此旨、可致沙汰之由被 仰出之、若於有違犯之族者、糾科之軽重、可被申付者也

享保十九年四月十八日 老中連判

萩原源左衛門殿

萩原源八郎殿

注

(1) 幕府の役人をめぐる身分上・職務上の関係については、拙著『江戸幕府上方支配機構の研究』塙書房、二〇一一年。

(2) 菊池勇夫「箱館奉行の基本性格について―黒印状・下知状の分析―」『北方史のなかの近世日本』校倉書房、一九九一年（初出、田中健夫編『日本前近代の国家と対外関係』吉川弘文館、一九八七年）。

(3) 前掲拙著。なお、上方における幕府の軍事機構については、「御黒印并下知状覚書之留」所収文書をはじめとする黒印状・下知状や起請文を全面的に分析し、享保期以前も含めて、その構造と特質を論じた（拙稿「江戸幕府上方軍事機構の構造と特質」『日本史研究』五九五、二〇一二年）。

(4) 国立公文書館デジタルアーカイブ (<https://www.digital.archives.go.jp/>) 閲覧日：二〇二一年一〇月二〇日（では、この史料の名称が「御黒

印並下知状覚書之留」と記されている。しかし、「並」のところが原本の題簽では「并」となっており、『改訂 内閣文庫圖書分類目録下』（国立公文書館内閣文庫、一九七五年）では正字体の「并」とされていることから、本稿では「並」を使わず、江戸時代の古文書で一般的な異字体の「并」の表記を採用することが適切であると判断した。

(5) 福井保「内閣文庫小史」「内閣文庫本考証」青裳堂書店、二〇一六年。『改訂増補 内閣文庫藏書印譜 国立公文書館、一九八一年。

(6) 見出しは、次の各丁の柱に「」内の語句を記している。一丁「京都」、一丁「奈良」、一三丁「大坂」、一九丁「堺」、二一丁「長崎」、二七丁「駿府」、三四丁「日光」、三八丁「甲府」、四三丁「佐渡」、四五丁「浦賀」、五二丁「八丈島」、五六丁「姫君様附御用人」、六一丁「国目付」、六三丁「城引渡并在番等」。

(7) 拙稿「近世の法―大津透ほか編『岩波講座日本歴史 第一二巻近世三』岩波書店、二〇一四年。

【付記】

本稿を作成するにあたり、史料の閲覧・掲載につきまして、国立公文書館のみならず、まことにお世話になりました。心よりお礼申し上げます。

なお、本研究は、二〇一九年度関西大学研究拠点形成支援経費において、研究課題「法の支配と法多元主義」として研究費を受け、その成果を公表するものです。また、本研究は、二〇二〇年度関西大学学術研究員として研究費を受け、その成果を公表するものです。さらに、本研究は、JSPS 科研費JP一九K〇一二五六、JP二二H〇〇六五九、JP二〇K〇〇九六八の助成を受けたものです。

（関西大学文学部教授）